

トラフグの処理と臓器鑑別（回答例）

処理した臓器は可食・不可食に分けて、札が用意されている臓器（肝臓、腎臓、脾臓、心臓、胆のう、生殖巣（精巣または卵巣）、胃腸）の各臓器にのみ表示札を付けてください。（その他の部位については可食・不可食の判断のみで札は不要）

各バット内の内臓等の並び順や向きは、写真と異なっていてもかまいません。使用しなかった札は裏返してバットの外に置いて置いてください。

各テーブルには「可食部位」「不可食部位」のバットが各1枚、終了後に被せるバットが2枚用意されています。まな板の上には一部の臓器の札が置いてあります。
※札のデザインは変更になる可能性があります。

各臓器の置き方は問いません。
出来るだけ重ならないように各バットに入れてください。

可食部位



精巣の大きさは
問わない

精巣は両方の精巣に包丁を入れ、両性でないことの確認を行ってください。
精巣は大きさに関わらず可食部位と判断してください。

不可食部位



精 卵
巣 巣

両性ふぐの場合は、精巣と卵巣の表示札を付けて不可食部位に入れてください。

処理手順(例)

可食部に付着する粘膜や血液を適切に取り除きながら、以下の手順を参考にふぐの処理を行うこと。

取り除いた粘膜等の廃棄物は不可食部位のバットにまとめておくこと。

- 1 ヒレをとる。(可食部位へ)
- 2 クチバシをとる。(可食部位へ)
- 3 皮と身の間の粘膜部分に包丁で切り込み皮をはぐ。(皮を可食部位へ)
※棘(トゲ)の除去処理は必要ありません。
- 4 アゴ骨から包丁を入れ、カマと内臓を身から切り離す。
- 5 身、カマ、エラ、内臓をわけろ。(カマは可食部位、エラは不可食部位へ)
※身を三枚におろす必要はありません。
- 6 身から頭を切り離し、目を取り除く。(身は可食部位、目は不可食部位へ)
- 7 頭を半分に割り、脳をとり除く。(頭は可食部位、脳は不可食部位へ)
- 8 内臓を分離する。(不可食部位へ(精巣を除く))
- 9 精巣の場合は、必ず両方の精巣に包丁を入れ、両性でないことの確認を行う。
(精巣の場合は可食部位へ、両性の場合は精巣と卵巣の表示札を付けて不可食部位へ)
- 10 肝臓、腎臓、脾臓、心臓、胆のう、生殖巣(精巣または卵巣)、胃腸の各臓器にのみ表示札を付ける。(その他の部位表示札は不要。)

※使用しなかった表示札は裏返してバット外に置いて下さい。